

感染性廃棄物収集・運搬委託契約書

日本郵政株式会社東京通信病院を甲、○○○○○○○○○株式会社を乙とし、次のとおり産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する契約を締結した。

(法の遵守)

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(乙の事業範囲)

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

添付記載のとおり

(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

第3条 甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

添付内訳のとおり

(処分の場所、方法及び処理能力)

第4条 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を添付記載のとおり処分する。

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第5条 甲から乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を添付記載のとおりとする。

(収集・運搬過程における積替保管)

第6条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替を行わない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第7条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃棄品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2 甲は、契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議の上、定めることとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」（平成25年6月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

①産業廃棄物の種類 該当なし

②提示する時期又は回数 該当なし

（甲乙の責任範囲）

第8条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が、第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令に定める再委託基準に従う場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

第10条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

（委託業務完了報告）

第11条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務完了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4及びB6票で、処分業務についてはマニフェストE票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

（業務の一時停止）

第12条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ、甲における影響が最小限となるよう努力する。

（委託代金の請求及び支払）

第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集等の委託業務が完了した場合において、支払請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(内容の変更)

第14条 甲又は乙は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更することができる。この場合、甲乙双方協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(機密保持)

第15条 甲及び乙は、この契約の履行に関して、業務上知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 甲又は乙は、前項に違反して甲又は乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から乙に引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だ完了していないものがあるときは、乙又は甲は次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく業務を遂行する責任を免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないとき、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

この場合、甲は当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対して、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲が委託し乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、若しくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬費用を請求することができる。

2 甲は、乙が不法、不正又は不誠実な行為を行ったときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲又は乙は、契約の解除に伴い発生した損害を請求することができ、相手方はその損害を賠償するものとする。

(暴力団等の排除等)

第17条 甲及び乙は、自らの役員等（役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者（以下、これらを総称して「暴力団等」とい

う。) であること。

ア 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること

(5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自らの役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方の役員等又は委託先等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙の再委託先等（再委託先若しくは下請け又はそれらの役員等をいう。再委託先又は下請けが数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）については、次のとおりとする。

(1) 乙は、乙の再委託先等が第1項に該当せず、将来にわたっても該当しないことを確約し、かつ第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(2) 乙は、その再委託先等が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。

(3) 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、本条各号の規定により契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

（マネー・ローンダーリング等の防止）

第18条 乙は、本件契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。

なお、本件契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

2 乙は、本件契約の履行にあたって、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等（米国財

務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。) を遵守する。

- 3 乙は、本契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先に対し、前2項を遵守させる。
- 4 甲は、乙が第1項から第3項の規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(CSR・人権条項)

第19条 甲は、企業の社会的責任(CSR)及び政府の策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループCSR調達ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体におけるCSR・人権配慮が必要となっていることにはかんがみ、甲及び乙は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

- 2 乙は、甲と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二 お取引先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、乙は、乙の調達先(本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。以下「関連調達先」という。)がガイドラインを遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても乙に直ちに本項の誓約違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかつた場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。
- 3 乙は、乙又は乙の関連調達先に強制的な労働、児童労働(これらの定義はガイドラインによる。)等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由(以下「違反事由」といいます。)の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに甲に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 乙又は乙の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、甲は、乙に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。乙は、速やかにかかる調査を行った上で甲に報告するほか、甲が合理的に要求する情報を提供するものとする。
- 5 乙又は乙の関連調達先に違反事由が認められた場合、甲は、乙に対し、是正措置を求めることができる。乙は、甲からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を甲に提出し、かつ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。
- 6 前項の甲の乙に対する是正措置の要求にかかわらず、乙が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、甲は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、乙が当該違反事由を是正しなかつたことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 7 甲が前項の規定により本契約の全部若しくは一部を解除した場合、甲は乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。また、解除により乙に損害が生じたとしても、甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額(契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。)

の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき

(2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

2 前項の規定は甲に生じた直接及び通常の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約期間終了後も有効に存続する。

（協議）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

（契約期間）

第22条 本契約は、2026年4月1日から2027年3月31日まで有効とする。

（契約期間満了後の効力）

第23条 この契約は、契約期間満了の4か月前までに甲又は乙から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとする。以後における満期のときも2030年3月31日を限度としてまた同様とする。

（裁判所管轄）

第24条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、東京簡易裁判所に調停を提起することを妨げないものとする。

【紙の契約書による場合】

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

【電子契約による場合】

この契約を証するため、本電磁的記録を作成し、双方電子署名を行う。

なお、この契約においては、本電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

年　　月　　日

甲 契約責任者 住所 東京都千代田区富士見二丁目14番23号
日本郵政株式会社

東京遞信病院長

乙 受託者 住所